

申込期限を  
11月30日まで延長

## 一時的に資金が必要な人が対象 緊急小口資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■対象 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円

▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■償還期間 据置後2年以内(据置期間は1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 11月30日(火)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階 ☎22-6708)

申込期限を  
11月30日まで延長

## 生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■要件 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■貸付期間 原則3カ月以内

※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長できる場合があります

■貸付上限額 ▶单身…月15万円▶2人以上…月20万円

■償還期間 据置後10年以内(据置期間は1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 11月30日(火)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

制度利用者の状況に応じて再貸付制度を利用できる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階 ☎22-6708)

申請期限を  
12月28日まで延長

## 「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象 はなまき暮らしの継続応援事業



市では、都道府県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■対象 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶令和2年4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■補助額・上限額 貸付利用相当額の40%相当額

○緊急小口資金…上限8万円

○総合支援資金…上限24万円

■申請期限 12月28日(火)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の

上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

\*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています

既に貸付利用相当額の20%相当額で支援を受けた人には、拡充分との差額を追加で支給します。該当者には、申請書類を送付していませんので、忘れずに申請してください

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)

掛け捨て分保険料  
の2分の1を補助

## 農業収入の減少に備える収入保険料の一部を補助 収入保険加入促進事業



市では、新型コロナウイルス感染症の影響など、農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少に備えるため、国の収入保険制度への加入に要する費用の一部を支援しています。

■対象 次のいずれかの要件を満たす農業者▶市内に住所を有する農業者▶市内に拠点を有する農業法人

■補助対象経費

○個人の場合…保険期間が令和4年1月1日~12月31日の間の収入保険料

○法人の場合…保険期間の満了日が令和4年4月1日~5年3月31日の間の収入保険料

■補助率 収入保険料のうち、掛け捨て保険料の2分の1以内

■申し込み方法 岩手県農業共済組合中部地域センターで収入保険の加入手続き後、同センターに備え付けの申請書に必要事項を記入の上提出

\*収入保険制度について詳しくは、岩手県農業共済組合ホームページで紹介しています



岩手県農業共済組合ホームページ

【問い合わせ・申し込み】 岩手県農業共済組合中部地域センター(☎23-5201)